## 議案第50号

勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例の廃止について

勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和5年11月30日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

勝山市立保育園を廃園にするため、この案を提出する。

## 勝山市条例第 号

勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第22号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の一部改正)

2 子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例(平成27年勝山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「勝山市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和39年勝山市条例第22号)第2条に規定する保育園(以下「市立保育園」という。)又は」を削る。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第8条の見出し中「、延長保育料」を削り、同条中「、第5条第1項の延長保育料」を削る。